資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百五十万円、資本準備金の額を二千七百五十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十日

掲載頁　八十六頁（号外第九十二号）

平成二十八年十二月二十六日

東京都文京区本郷一丁目二五番二七号

株式会社イシン・スイドウバシ・オペレーションズ

代表取締役　マイケル・ニギッチ

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年一月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十二月二十六日

福岡県福岡市中央区平尾三丁目一六番一七号

田中鉄工株式会社

代表取締役　古賀　武志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十六日

群馬県邑楽郡板倉町大字籾谷二八七六番地

株式会社タイガーカワシマ

代表取締役　川島　昭光

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十六日

東京都中央区日本橋三丁目一三番五号

明和物産株式会社

代表取締役　相津　明幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十六日

東京都千代田区九段北一丁目五番一〇号

株式会社マーケティングディレクションズ

代表取締役　篠原　秀明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十六日

石川県金沢市金石西一丁目二番一〇号

加賀建設株式会社

代表取締役社長　鶴山　庄市

合併につき株券等提出公告

当社は、大洋エーアンドエフ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十二月二十六日

東京都中央区豊海町四番五号

株式会社日本丸

代表取締役　若狭　信行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である和田隆夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月二十六日

栃木県那須塩原市木綿畑二二六三番地三

マハリシ・グローバル・ディヴェロップメント・ファンド

日本における代表者　和田　隆夫

限定承認公告

本籍群馬県渋川市石原一一四九番地、最後の住所群馬県前橋市元総社町一二五二番地二木村マンションF二西

被相続人　亡　伊草　次男

右被相続人は平成二十八年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十三日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一五六二―三Ｖｅｒｎｏｎ二〇三号

相続財産管理人　栃窪友加里

限定承認公告

本籍東京都江東区大島一丁目一番、最後の住所東京都文京区本駒込三丁目三四番七号

被相続人　亡　宮本　浩江

右被相続人は平成二十八年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十六日

東京都文京区本駒込三丁目三四番七号

限定承認者　宮本　利明

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年一月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年十二月二十六日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二二番二四号

ＭＵＬプロパティ株式会社

代表取締役社長　葛谷　悦敏

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、十五億一千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十八年十二月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ＤＯ新都心開発特定目的会社

取締役　海田　雅人

取消公告

平成二十八年九月二十八日掲載の芝大門特定目的会社に係る優先資本金の額の減少公告及びこれに伴う優先出資証券提出公告は取消します。

平成二十八年十二月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

芝大門特定目的会社

取締役　的場　武教

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七	上	終りから一〇	告示（平成28年国土交通省告示第1346号）	告示（平成28年国土交通省告示第1346号）
一八	〃	〃二一	撮合について、	撮合について、

一八頁上段終りから九行目「柱書き中」は、「柱書き中「配属しつつ指導を実施し」の下に「（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示に定める要件を満たすドライブレコーダーを使用して実施しなければならないものとする。）」を加え」の誤り。

一七頁上段終りから二行目「柱書き中」は、「柱書き中「毎年実施し」の下に「（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示（平成28年国土交通省告示第1347号）に定める要件を満たすドライブレコーダーを使用して実施しなければならないものとする。）」を」の誤り。

平成二十八年十一月十七日（号外第二百五十三号）国土交通省告示第千三百四十七号（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示）（原稿誤り）

一六	上	終りから一九	停止状態で用	用いて
〃	下	二〇		
一七	上	六		
〃	下	終りから二		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十六日付第二八五号
付政府調達第二四一号一三

号八〇ページ●同日付第二八六号一六〇ページ●同日
六ページ●十月二十八日付参会第七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）